

令和 8 年度

事業申請者向け

原子力被災 12 市町村農業者支援事業

に係る事務手続きの手引き

福島県では、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の影響により避難等を余儀なくされた地域での営農再開等を支援しています。

令和 8 年度第 1 次申請を下記の期間に受け付けます。

本手引きの内容をご確認の上、申請してください。

【受付期間】令和 8 年 3 月 26 日（木）～ 4 月 17 日（金）

ただし、申請書類の一つとして、市町村の「確認書」が必要となりますので、余裕をもって、営農を行う市町村担当窓口へ提出（持参）してください。

なお、本事業は令和 8 年度当初予算成立後に正式に決定いたしますので、ご承知願います。

また、営農再開支援事業で行われていた家畜導入については、令和 8 年度から本事業で行われることとなります。

詳しくは、各農林事務所にお問い合わせください。

令和 8 年 3 月
福島県農業振興課

【目次】

1	原子力被災12市町村農業者支援事業の概要	・ ・ ・ ・	3
2	用語の解説	・ ・ ・ ・	7
3	原子力被災12市町村農業者支援事業手続き	・ ・ ・ ・	10
4	書類の作成	・ ・ ・ ・	11
5	補助事業関係書類の整備・保管、財産の適正管理	・ ・ ・ ・	18
6	各種様式及び添付書類の記載・作成例	・ ・ ・ ・	19
7	参考資料	・ ・ ・ ・	51
	(1) 福島県特定高性能農業機械導入計画（抜粋）		
	(2) 導入機械等能力算出表（例）		
	(3) 債権者登録		
	(4) 暴力団排除に関する誓約書		